

第57回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日)

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第19条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト

(アドレス <https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>)
に記載することにより株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 3社

連結子会社は、株式会社三共エクセル、株式会社ビスティ、株式会社ジェイビーであります。

なお、連結子会社であったインターナショナル・カード・システム株式会社は、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社は、株式会社三共プランニングであります。

前連結会計年度において非連結子会社であった三共運送株式会社は、当連結会計年度において株式を売却いたしました。

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数 0社

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称及び持分法を適用しない理由

主要な会社等の名称は、株式会社三共プランニングであります。

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ii 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料

主として総平均法

仕掛品・貯蔵品

個別原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

i 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

ii 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

iii 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

ii 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含まれておりません。

イ. 製品・商品に係る収益

製品・商品の販売に係る収益については、主にパチンコ機・パチスロ機の販売が含まれ、検収時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、リユース機の販売については、顧客からの下取り機の回収の費用を売上高から控除し、純額で収益を認識しております。

ロ. 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主にパーラーの補給設備等の設置・改装工事の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ. ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、当社グループが保有するパチンコ機・パチスロ機の特許権等の対価をパテントプールにより得ており、有効権利評価委員会の評価に基づき、会員及び第三者が販売したパチンコ機・パチスロ機の数量報告から算出し、その発生時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

① 有償支給取引(買い戻し契約)

有償支給取引について、従来は、有償支給した部材等について消滅を認識しておりましたが、当該取引について買い戻す義務を負っていることから、有償支給した部材等について消滅を認識しないことといたしました。

また、従来は、得意先から有償支給される部品・材料を有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

② 返品権付き取引

返品権付きの製品・商品について、変動対価に係る定めに従い、返品されると見込まれる製品・商品の収益を販売時に認識しない方法に変更しております。

③ 製品・商品の販売に係る収益認識

リユース機の販売について、従来は、顧客からの下取り機の回収の対価を売上原価として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後

の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、原材料及び貯蔵品が1,159百万円増加、有償支給取引に係る負債（流動負債「その他」に含む）が1,159百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が241百万円減少、売上原価が241百万円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、連結株主資本等変動計算書に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 4,127百万円

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i 算出方法

当社グループは、会計基準に従い、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

ii 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性につきましては、将来の合理的な見積可能期間における業績予測に基づく課税所得の見積額を限度として、当該期間における一時差異等のスケジューリングの結果に基づき判断しております。また、業績予測の主要な仮定は販売台数及び販売単価であります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、その収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、翌連結会計年度以降においても一定の影響が継続するものと仮定しております。ただし、パチンコ機関連事業においては、近年投入した商品の稼働実績により向上したブランド力を最大限に発揮し、実績のある主力タイトルに加え、今後主力商品としてシリーズ化を期待している新規IPを採用した機種を複数投入し、販売シェアの向上を見込んでおります。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に業績予測に基づく課税所得を見積もっておりますが、業績予測に係る判断は将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があり繰延税金資産の回収可能性を見込めない場合には、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,153百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,597,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,588	75	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	3,065	50	2021年9月30日	2021年12月1日
計		7,654			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種 類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,912	50	2022年3月31日	2022年6月30日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 595,700株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクに関しては債権管理規程に従い、与信管理を行うとともに取引先ごとの財政状態を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクが存在しておりますが、すべての有価証券及び投資有価証券について定期的に時価の把握を行っております。なお、その他有価証券については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については一時的な余資運用の債券であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注2)をご参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	9,189		
貸倒引当金	△0		
	9,188	9,099	△89
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	119,999	119,998	△1
その他有価証券	28,017	28,017	—
資 産 計	157,205	157,114	△90

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	271

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,017	—	—	13,017
合同運用指定金銭信託	—	15,000	—	15,000
資 産 計	13,017	15,000	—	28,017

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	9,099	—	9,099
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
短期社債	—	14,998	—	14,998
譲渡性預金	—	55,000	—	55,000
合同運用指定金銭信託	—	50,000	—	50,000
資 産 計	—	129,097	—	129,097

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期社債、譲渡性預金及び合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形

受取手形の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計		
一時点で移転される財	71,860	8,891	3,895	84,647	171	84,819
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から 生じる収益	71,860	8,891	3,895	84,647	171	84,819
その他の収益	—	—	—	—	38	38
外部顧客への売上高	71,860	8,891	3,895	84,647	210	84,857

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計方針に関する事項 ii 収益及び費用の計上基準」に記載の内容と同一であります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び特許権の使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,609.23円
1株当たり当期純利益	305.06円

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 消却を行う理由 | 資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため。 |
| (2) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 消却する株式の総数 | 3,258,400株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 4.68%) |
| (4) 消却予定日 | 2022年5月31日 |
| (5) 消却後の発行済株式総数 | 66,339,100株 |

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料

総平均法

仕掛品・貯蔵品

個別原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含まれておりません。

① 製品・商品に係る収益

製品・商品の販売に係る収益については、主にパチンコ機・パチスロ機の販売が含まれ、検収時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、リユース機の販売については、顧客からの下取り機の回収の費用を売上高から控除し、純額で収益を認識しております。

② 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主にパラーの補給設備等の設置・改装工事の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、当社が保有するパチンコ機・パチスロ機の特許権等の対価をパテントプールにより得ており、有効権利評価委員会の評価に基づき、会員及び第三者が販売したパチンコ機・パチスロ機の数報告から算出し、その発生時点で収益を認識しております。

④ 開発契約に係る収益

開発契約に係る収益については、パチンコ機・パチスロ機開発の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができ

ない場合、発生した費用のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準にて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

① 有償支給取引(買い戻し契約)

有償支給取引について、従来は、有償支給した部材等について消滅を認識しておりましたが、当該取引について買い戻す義務を負っていることから、有償支給した部材等について消滅を認識しないことといたしました。

② 返品権付き取引

返品権付きの製品・商品について、変動対価に係る定めに従い、返品されると見込まれる製品・商品の収益を販売時に認識しない方法に変更しております。

③ 製品・商品の販売に係る収益認識

リユース機の販売について、従来は、顧客からの下取り機の回収の対価を売上原価として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基

づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に区分表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前に比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が145百万円減少、売上原価が145百万円減少しております。営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、貸借対照表及び株主資本等変動計算書に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に区分しておりました「受取配当金」（前事業年度2,743百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,723百万円

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(1) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,479百万円

(2) 保証債務

当社は連結子会社である株式会社ジェイビーからパーラーへの遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っております。

取引先56件 129百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4,692百万円

長期金銭債権 79百万円

短期金銭債務 5,392百万円

長期金銭債務 195百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 25,339百万円

仕入高 6,921百万円

その他の営業取引高 2,186百万円

営業取引以外の取引高 6,294百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,340,565株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、減価償却費超過額、退職給付引当金の否認額等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高
子会社	(株)ビスティ	遊技機の製造 販売	所有 直接 100%	遊技機・部品 等の販売	遊技機・部品 等の販売 (注1)	22,264	売掛金	2,767
	(株)三共エクセル	合成樹脂製品、 電子部品の製造 販売	所有 直接 100%	当社製品に関 する一部材料 の納入	材料等の仕入 (注2)	6,255	買掛金 電子記録債務	1,796 3,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 遊技機・部品等の販売価格については、製品の市場販売価格等を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注2) 材料等の仕入価格については、他の仕入先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科目	期末残高
役員及びその近親者	毒島秀行	—	—	当社代表取締役 C E O	(被所有) 直接 3.40%	株主及び 当社代表 取締役 C E O	備品の購入 (注1)	63	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該社会子を含む）	(株) マー フコー ポレー ション (注2)	東京都 港区	90	有価証券の 保有及び 運用業務	(被所有) 直接 14.35%	主要株主 役員の兼任 2名	賃借料の 支払 (注3)	587	前払費用 敷金保証金	51 446
	(株) 吉井 カンク ー クラブ (注4)	群馬県 高崎市	1	ゴルフ場の 運営	—	株主優待券 の使用提携 役員の兼任 1名	株主優待 券の使用 に係る 負担 (注5)	211	未払金	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）備品の購入については、鑑定評価額に基づき決定しております。

（注2）当社代表取締役会長 C E O 毒島秀行が議決権の100%を直接所有しております。

（注3）賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて、賃借料金額を決定しております。

（注4）当社代表取締役会長 C E O 毒島秀行が議決権の100%を間接所有しております。

（注5）株主優待券の使用に係る負担については、当社の株主優待制度の取り決めに基づき決定しております。

（注6）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,339.34円
1株当たり当期純利益	293.40円

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを次のとおり決議いたしました。

(1) 消却を行う理由	資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため。
(2) 消却する株式の種類	当社普通株式
(3) 消却する株式の総数	3,258,400株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 4.68%)
(4) 消却予定日	2022年5月31日
(5) 消却後の発行済株式総数	66,339,100株